

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	屋外広告物台帳
実施機関の名称	鈴鹿市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 都市計画課
個人情報ファイルの利用目的	三重県屋外広告物条例に基づく許可申請及び届出内容の審査に利用する。
記録項目	1申請者住所、2申請者氏名、3申請者電話番号、4申請地の地権者の住所、5申請地の地権者の氏名、6申請地の地権者の電話番号、7申請する屋外広告物の管理者の住所、8申請する屋外広告物の管理者の氏名、9申請する屋外広告物の管理者の電話番号、10申請する屋外広告物を施工する屋外広告業者の住所、11申請する屋外広告物を施工する屋外広告業者の氏名、12申請する屋外広告物を施工する屋外広告業者の三重県屋外広告業登録番号、13建築確認に類する安全確認を証明した建築士の住所、14建築確認に類する安全確認を証明した建築士の氏名、15建築確認に類する安全確認を証明した建築士の資格証の登録番号、16届出者住所、17届出者氏名、18届出者電話番号
記録範囲	屋外広告物許可申請書、はり紙等届出書、公共屋外広告物届出書、屋外広告物継続許可申請書、屋外広告物変更等許可申請書、屋外広告物変更届出書、屋外広告物除却(滅失)届出書
記録情報の収集方法	様式等に記載又は本人に聞き取り
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	屋外広告物台帳
実施機関の名称	鈴鹿市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 都市計画課
個人情報ファイルの利用目的	三重県屋外広告物条例に基づく許可申請及び届出内容の審査に利用する。
記録項目	1申請者住所、2申請者氏名、3申請者電話番号、4申請地の地権者の住所、5申請地の地権者の氏名、6申請地の地権者の電話番号、7申請する屋外広告物の管理者の住所、8申請する屋外広告物の管理者の氏名、9申請する屋外広告物の管理者の電話番号、10申請する屋外広告物を施工する屋外広告業者の住所、11申請する屋外広告物を施工する屋外広告業者の氏名、12申請する屋外広告物を施工する屋外広告業者の三重県屋外広告業登録番号、13建築確認に類する安全確認を証明した建築士の住所、14建築確認に類する安全確認を証明した建築士の氏名、15建築確認に類する安全確認を証明した建築士の資格証の登録番号、16届出者住所、17届出者氏名、18届出者電話番号
記録範囲	屋外広告物許可申請書、はり紙等届出書、公共屋外広告物届出書、屋外広告物継続許可申請書、屋外広告物変更等許可申請書、屋外広告物変更届出書、屋外広告物除却(滅失)届出書
記録情報の収集方法	様式等に記載又は本人に聞き取り
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	既存宅地確認申請台帳	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 都市計画課	
個人情報ファイルの利用目的	改正前の都市計画法第43条第6号に基づき、市街化調整区域における既存宅地の確認を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	申請者、申請書作成者	
記録情報の収集方法	申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	国土利用計画法届出受付処理簿	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 都市計画課	
個人情報ファイルの利用目的	国土利用計画法に関する届出等の管理	
記録項目	1住所、2氏名、3土地の所在・面積・土地単価	
記録範囲	国土利用計画法に基づく届出を行った者	
記録情報の収集方法	本人、宅地建物取引業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	都市計画法施行規則第60条適合証明交付申請台帳	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 都市計画課	
個人情報ファイルの利用目的	都市計画法施行規則第60条に基づき、都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4職業	
記録範囲	申請者、設計者、関係権利者	
記録情報の収集方法	申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	都市計画法第29条許可申請台帳	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 都市計画課	
個人情報ファイルの利用目的	都市計画法に基づく、開発行為の許可等を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	申請者、設計者、工事施工者、関係権利者	
記録情報の収集方法	申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	都市計画法第43条許可申請台帳	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 都市計画課	
個人情報ファイルの利用目的	都市計画法第43条に基づき、市街化調整区域内の建築物の新築・改築又は用途の変更の許可等を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	申請者、設計者、関係権利者	
記録情報の収集方法	申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	住居表示システム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 市街地整備課	
個人情報ファイルの利用目的	住居番号決定通知書の発行及び住居表示台帳管理を行うため	
記録項目	1申請者住所、2申請者氏名、3氏名・施設の名称、4建築場所、 5建築物の種別、6申請に対する決定番号、7竣工年月日	
記録範囲	住居番号申請者、建物建築者、住居表示実施区域内の住民	
記録情報の収集方法	本人又は申請者による申請書の提出、建築行政地図情報システムから住居表示区域内の建築計画概要書を印刷	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	戸籍住民課、長寿社会課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	住居表示証明	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 市街地整備課	
個人情報ファイルの利用目的	住居表示に関する法律に基づき、住居表示実施による住所表記の変更があったことを証明する。	
記録項目	1実施年度、2実施年月日、3住所区分、4氏名または名称、5旧住所、6新住所	
記録範囲	住居表示実施区域の住民	
記録情報の収集方法	戸籍住民課での本人又は申請者による申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	戸籍住民課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	道路中心確認申請書(GIS)	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 市街地整備課	
個人情報ファイルの利用目的	狭あい道路拡幅事業を行うため	
記録項目	1土地の所在、2氏名、3住所、4代理者	
記録範囲	道路中心確認の申請をした者	
記録情報の収集方法	本人または代理人による申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	建築指導課、都市計画課、契約検査課、土木総務課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	白江旧新住所一覧	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 市街地整備課	
個人情報ファイルの利用目的	町名地番変更証明書の発行	
記録項目	1世帯主、2氏名、3生年月日、4旧住所、5新住所、6本籍	
記録範囲	町名地番の変更があった者	
記録情報の収集方法	戸籍住民課からの町名地番変更前データの提出及び白江土地 区画整理組合からの町名地番変更後のデータ提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	リサイクル法台帳	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 建築指導課	
個人情報ファイルの利用目的	建設リサイクル法に基づく届出に関する業務を行うため	
記録項目	1.氏名、2.工事場所	
記録範囲	届出者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	建築行政共用データベースシステム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 建築指導課	
個人情報ファイルの利用目的	建築確認申請の審査及び指定確認検査機関からの報告に関する業務を行うため	
記録項目	1.氏名、2.住所、3.電話番号、4.地番地名、5.建物に関する情報	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	建築行政地図情報システム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 建築指導課	
個人情報ファイルの利用目的	建築計画概要書の閲覧及び交付、台帳記載事項証明書の交付に関する業務	
記録項目	1.氏名、2.住所、3.地名地番、4.建物に関する情報	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	長期優良住宅台帳	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 建築指導課	
個人情報ファイルの利用目的	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定に関する業務を行うため	
記録項目	1.氏名、2.住所、3.地名地番、4.建物に関する情報	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	木造住宅耐震診断台帳	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 建築指導課	
個人情報ファイルの利用目的	木造住宅の耐震化業務を行うため	
記録項目	1.氏名、2.住所、3.電話番号、4.地名地番、5.建物に関する情報	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	市営住宅賃貸借計算システム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 住宅政策課	
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅の入退去その他運営管理に関する事務、市営住宅の家賃等使用料の賦課及び徴取に関する事務並びに市営住宅の維持管理に関する事務のため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 年齢、5 住所、6 電話番号、7 国籍、8 本籍、9 障害、10 家庭状況、11 親族関係、12 居住状況、13 職業、14 学業、15 収入、16 納税状況、17 公的扶助、18 市営住宅入居に必要な項目	
記録範囲	市営住宅に入居する者、市営住宅の維持管理を行う者	
記録情報の収集方法	申請者による申請書等の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	人権政策課(一ノ宮隣保館、一ノ宮市民館)、保護課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和6年3月13日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	住宅リフォーム等促進補助金交付申請管理票
実施機関の名称	鈴鹿市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 住宅政策課
個人情報ファイルの利用目的	鈴鹿市新型コロナウイルス感染症経済対策住宅リフォーム等促進補助金交付事務を行うため
記録項目	1受付日、2申請者氏名、3申請者生年月日、4郵便番号、5申請者住所、6電話番号、7物件所有者氏名、8物件所有者との続柄、9リフォーム工事費、10発注予定業者(業者名称、住所、電話番号)、11工事について(工事予定内容、着工予定日、完了予定日)、12交付申請書発送日、13交付申請書受領日、14辞退日、15リフォームを行う住宅について(所在地、種別(専用住宅(一戸建て・共同住宅)、併用住宅)、16契約金額(リフォーム費用総額、補助対象工事費用)、17補助申請額、18施工業者(名称、代表氏名、住所、電話番号)、19他の制度による補助又は扶助(有無、事業名、実施機関、受給する補助金額)、20交付決定前の申請取下げ(日付、連絡者等)、21交付の可否、22補助対象工事費、23交付決定額、24交付決定日、25不交付理由、26中止承認申請日、27中止承認通知日、28実績報告受領日、29補助申請額と補助対象工事費との差異、30工事代金領収日、31精算工事費、32確定した補助金対象工事額、33確定補助金額、34補助金確定通知日、35支出命令日、36支払日
記録範囲	交付申請を行った者とリフォームを行った物件の所有者等
記録情報の収集方法	申請者が提出した交付申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課

	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和6年3月13日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	空き家相談台帳	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 住宅政策課	
個人情報ファイルの利用目的	空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用を促進するため行う事務のため	
記録項目	1 相談年月日、2 (空き家の)建築場所、3 空き家が存する行政区、4 所有者等氏名、5 所有者等住所、6 所有者等電話番号、7 建物用途、8 建築年、9 建物構造、10 階数、11 延べ面積、12 調査年月日、13 相談者氏名等、14 直近動向、15 成果(解体済/修理済)、16 解決年月日、17 GIS用	
記録範囲	空き家の所有者等、相談者等	
記録情報の収集方法	相談者、登記事項証明書(土地・建物)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和6年7月29日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	空き家バンク登録台帳
実施機関の名称	鈴鹿市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 住宅政策課
個人情報ファイルの利用目的	空き家バンク運営に係る事務のため
記録項目	空き家バンク登録物件の 1所有者氏名、2所有者住所、3空き家バンク申込者氏名、4申込者住所、5物件所在地、6物件所在地の行政区、7物件所在地の用途地域、8売却・賃貸の区分、9希望売却価格・賃料、10登録物件の構造、11店舗付きの有無、12登録物件の建築年月、13媒介業者希望の有無、14物件所有者と申込者の関係、15申込者の電話番号・メールアドレス、16受付日、17現地確認日、18物件登録日、19登録期限、20登録更新日、21登録期限(抹消日)、22登録変更日、23登録抹消日、24契約日 空き家バンク利用者の 1申込者氏名、2申込者住所、3電話番号、4郵便番号、5世帯員数、6空き家の利用区分(賃貸・購入)、7利用目的(定住・別荘・その他)、8利用希望地区、9申込者属性(市内・市外・県外)、10媒介業者希望の有無、11受付日、12登録日、13登録期限、14更新日、15登録期限、16契約区分(賃貸・購入)、17登録抹消日、18契約日
記録範囲	空き家バンク登録物件の所有者及び申込者、空き家バンク利用者
記録情報の収集方法	申込者が提出した空き家バンク制度登録申込書又は空き家バンク制度利用者登録申込書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課

	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和7年3月31日